



2023年12月20日

各位

会社名 株式会社モンスターラボホールディングス
代表者名 代表取締役社長 鮎川 宏樹
(コード: 5255、グロース市場)
問合せ先 取締役副社長CFO 中原 淳博
(TEL. 03-4455-7243)

連結子会社の持分法適用関連会社への異動に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の子会社であるECAP DMCC（以下、「ECAP」）の株式の一部を譲渡することを決議し、株式譲渡契約書を締結いたしましたので、下記の通り、お知らせいたします。

記

1. 株式譲渡の理由

当社は、ECAPを2021年9月1日に子会社とすることで、ECAPの持つ中東地域の企業との強いネットワークを活かして当該エリアでのデジタルコンサルティングサービスを強化し、売上成長を加速させてまいりました。また、ECAPの持つヨーロッパ及び中東地域でのエグゼクティブレベルの人材プールにアクセスし、クライアントの組織変革も含む、end to endのデジタルトランスフォーメーションを実現してまいりました。

今後は、選択と集中の観点から、当社の本業であるデジタルコンサルティング事業により経営リソースを集中させ、また、ECAPの創業者に経営権を譲渡することにより、ECAPの本業であるヘッドハンティングビジネス領域での自立した経営を実現し、当該領域での利益の最大化を目指すことが中長期的には当社及びECAP双方にとって全体最適になると判断し、当社が保有する株式の一部を譲渡することにいたしました。

2. 異動の方法

当社が保有するECAP株式の10,000株（議決権保有割合100%）のうち6,500株を譲渡することで、ECAPは当社の持分法適用関連会社となります。

なお、本株式譲渡後のECAPに対する議決権所有割合は35.0%となります。

3. 異動する子会社の内容

(1) 名称	ECAP DMCC		
(2) 所在地	Saba Tower 1 Cluster E Unit No. 2103 & 2104		
(3) 代表者の役職・氏名	Christopher Scot Abreu Director, Manager, Secretary		
(4) 事業内容	エグゼクティブ人材の紹介		
(5) 資本金	AED 50,000		
(6) 設立年月日	2019年2月28日		
(7) 大株主及び持株比率	当社 100%子会社		
(8) 当社と当該会社との間の関係	資本関係	当社 100%	
	人的関係	役員2名が兼務 (役員構成) Christopher Scot Abreu Daniel Tony Murphy Hiroki Inagawa (兼務) Yoshihiro Nakahara (兼務)	
	取引関係	グループ内の会社に当該会社がクライアントまたは人材を紹介した場合に、グループ内の会社より紹介手数料を受領する(2022年12月期実績金額:76百万円)。	
(9) 当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期
総資産(百万円)	17	117	309
純資産(百万円)	15	67	159
1株当たり純資産(円)	1,505.90	6,770.87	15,955.15
売上高(百万円)	50	359	592
営業利益(百万円)	6	119	85
経常利益(百万円)	6	116	82
当期純利益(百万円)	6	116	82
1株当たり当期純利益(円)	651.20	116.77	8,262.92
1株当たり配当金(円)	0.00	0.00	0.00

4. 株式譲渡の相手先の概要

・ Christopher Scot Abreu

住所：アラブ首長国連邦ドバイ市

生年月日：1979年10月4日

当社株式の保有状況：121,650株（2023年12月20日時点）

当社ストックオプションの保有状況：300個、15,000株（2023年12月20日時点）

※ただし、当社グループ離脱に伴い、みなし放棄の予定

E C A Pを除く当社グループとの資本関係・人的関係・取引関係：なし

当社関連当事者への該当：なし

・ Daniel Tony Murphy

住所：アラブ首長国連邦ドバイ市

生年月日：1979年6月23日

当社株式の保有状況：121,650株（2023年12月20日時点）

当社ストックオプションの保有状況：300個、15,000株（2023年12月20日時点）

※ただし、当社グループ離脱に伴い、みなし放棄の予定

E C A Pを除く当社グループとの取引関係・人的関係・資本関係：なし

当社関連当事者への該当：なし

5. 譲渡株数、譲渡価額および譲渡前後の所有株式の状況

(1) 異動前の所有株式数	10,000株 (議決権の数：10,000個) (議決権所有割合：100%)
(2) 譲渡株式数	6,500株 (議決権の数：6,500個) (議決権所有割合：65.0%)
(3) 譲渡価額	1,799,850 USD
(4) 異動後の所有株式数	3,500株 (議決権の数：3,500個) (議決権所有割合：35.0%)

6. 日程

(1) 取締役会決議日	2023年12月20日
(2) 譲渡契約締結日 (当該子会社の異動が生じる日)	2023年12月21日(現地時間)
(3) 払込期日	2024年4月中 268,593 USD 2025年4月中 371,046 USD 2026年4月中 371,046 USD 2027年4月中 371,046 USD 2028年4月中 418,119 USD 当該株式譲渡にかかる譲渡対価については、株式譲渡の相手先との協議の結果、その支払方法は上記の通り5分割としておりますが、本譲渡契約締結日(2023年12月21日)をもって当社が保有する65.0%全てのE C A P株式の所有権は株式譲渡の相手先に移転する旨の条項を譲渡契約書の中に記載しております。

7. 業績への影響

本株式譲渡により、E C A Pは2023年12月期第4四半期より当社の連結の範囲から除外され、持分法適用関連会社となる見込みです。その結果、当連結会計年度において、その他の収益及び持分法による投資損益が生じる見込みですが、これによる2023年12月期の連結業績に及ぼす影響については、現在精査中であります。

今後、開示すべき事項が生じた場合には、速やかに公表いたします。

以上